

実施計画に基づく具体的な取組状況

資料 3

【米原市人材育成・確保基本方針の策定（総務課）】



米原市行政経営改革プランに掲げる
基本方針1「職員の意識改革と働き方改革」
とリンクした内容となっており、
本基本方針に基づいた取組を実施することで、
行政経営改革に繋げていきます。

【市公式ウェブサイト掲載ページのURL】

<https://www.city.maibara.lg.jp/soshiki/soumu/soumu/jinji/22572.html>

【市公式ウェブサイト掲載ページの二次元コード】



実施計画に基づく具体的な取組状況

【開庁時間・電話受付時間の変更（政策推進課）】

米原市行政経営改革プランに掲げる

基本方針1「職員の意識改革と働き方改革」の推進項目である
「業務の改革」の具体的な取組となります。

【取組概要】

1 開庁時間の変更

8:30～17:15（変更前） → 9:00～16:45（変更後）

※職員の勤務時間は、従来どおり（8:30～17:15）変更なし

2 電話対応

8:30～17:15（変更前） → 9:00～16:45（変更後）

※対応時間外については、夜間切替を実施し、緊急対応は可能とする。

3 対象施設

- ・本庁舎
- ・山東支所
- ・伊吹・近江市民自治センター
- ・各行政サービスセンター

対象施設の全ての部署を対象に実施する。



4 実施予定日

令和7年10月1日（水）から実施（令和7年4月から周知開始予定）

5 来庁しなくてもできる手続を案内

- ・電子申請サービス
- ・コンビニ交付サービス

【職員提案制度（政策推進課）】

米原市行政経営改革プランに掲げる

基本方針1「職員の意識改革と働き方改革」の推進項目である
「働きがいのある職場環境づくり」の具体的な取組となります。

【制度の目的】

自由で独創的な発想による提案を促し、職員の意見を業務に反映させる仕組みを構築することで、職員にとって働きがいのある職場環境をつくり、更には市民サービスの向上に寄与することを目的とする。

1 提案者

個人または2人以上のグループ

2 提案内容

- ①既存事業・制度の改善提案
- ②新規事業・制度の実施提案

3 実施期間

令和7年度～令和11年度
（行政経営改革プランの推進期間）

4 審査方法

① 一次審査

職員による投票、書類審査を実施結果を踏まえ二次審査を実施する提案決定

② 二次審査

プレゼン審査実施し、審査員全員の合意があった提案を採用と決定

5 提案の実施および検討

- ・提案事業の所管課は、事業実施に向け研究や検討を開始

▷予算措置が不要なもの⇒速やかに実施に努める

▷予算措置が必要なもの⇒事業実施に向けて検討（予算要求）

▷採用とならなかったもの⇒提案事業の所管課へ提案された事業の情報共有



実施計画に基づく具体的な取組状況

【WeLove米原事業（市公式名刺を活用した本市PRによる自主財源確保）（政策推進課）】

米原市行政経営改革プランに掲げる
基本方針2「未来への投資」の推進項目である
「自主財源の創造」の具体的な取組となります。



《名刺のサンプル》



《カラーバリエーション》